⑮　異工種ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
異工種ＪＶとしての資格の認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Koji Tanimoto Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tamakiguti-Daiiti bridge in Okudoro-Road
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 30 P.M 7 February 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 22 April 2013 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 22 April 2013 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 22 April 2013)
⑹　Contact point for tender documentation : Satoru Furuhara the first subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　那智勝浦道路湯川第二トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝300m　道路トンネル（ＮＡＴＭ）（２車線）（代表内空断面積76.1㎡）　Ｌ＝284m、坑門工２箇所
⑸は第１号１⑸に同じ。
⑹　使用する主要な資機材
コンクリート　8,511㎥、鉄筋　438ｔ（支保工込み）
⑺から⑿までは、第１号１⑺から⑿までに同じ。

2　競争参加資格
⑴は第１号２⑴ⓐに同じ。
⑵　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐の要件を満たす工事（発注機関は問わない。以下「同種工事」という。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㋐　道路トンネル（ＮＡＴＭ工法による。）で、トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が70㎡以上（覆工まで完了）の工事。
なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋑の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㋑　道路トンネル（ＮＡＴＭ工法による。）の工事。
同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑹　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。
ⓐは第１号２⑵ⓐに同じ。
ⓑ　平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した上記⑸㋐の要件を満たす同種工事の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
同種工事の経験が国土交通省の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ⓒは第１号２⑵ⓓに同じ。
ⓓ　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。
なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記ⓐからⓓまでの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。
また、申請書及び資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、上記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。
⑺　本工事に経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。
⑻から⑿は第１号２⑴ⓘから�∞に同じ。

3　総合評価に関する事項
⑴　入札に関する事項
ⓐ　「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。
㋐　土被り不足区間の押さえ盛土の品質の確保のための施工方法の工夫とその効果
㋑　覆工コンクリート（インバート・坑門工は除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果
ⓑ及びⓒは、第１号３⑴ⓑ及びⓒに同じ。
⑵　提案について
ⓐ　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「土被り不足区間の押さえ盛土の品質の確保のための施工方法の工夫とその効果」及び「覆工コンクリート（インバート・坑門工は除く。）の品質の確保、向上のための施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点は、それぞれ30：20とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。
ⓑは第１号３⑵ⓑに同じ。
⑶及び⑷は第１号⑶及び⑷に同じ。

4　入札手続等
⑴から⑸ⓒまでは、第１号４⑴から⑸ⓒまでに同じ。
ⓓ　開札は、平成25年４月24日午後２時30分近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

5　その他
⑴から⑭は第１号⑴から⑭に同じ。
⑮　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑯は第１号５⑯に同じ。